

「令和3年度中小企業向け広島県制度融資のご案内」について

〔令和3年4月19日〕
商工労働局

1 要旨

広島県制度融資を広く周知するため、制度取扱金融機関、各商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）、各市町等にパンフレットを配布し、利用促進を図る。

2 目的

民間金融機関では提供が困難な長期・低利の資金を、預託融資制度等の運用を通じて、担保力・信用力が脆弱な中小企業の資金調達の円滑化を図る。

3 事業概要

(1) 県費預託融資制度

県が金融機関に対して、融資原資の一部を無利子で預託することにより、金融機関の通常の貸出利率より低利で中小企業へ資金を供給する。

(2) 無担保スピード保証融資制度

中小企業に対し、担保及び第三者保証人を不要とする迅速な資金提供を行う。

4 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業、事業協同組合等

5 主な融資内容

融資内容	考え方	利率
経営安定融資	一般的な資金	1.5%～1.9%
小規模融資、産業支援融資、労働支援融資	政策的な資金	1.0%～1.6%
緊急対応融資（経営悪化、災害、事故など）	特に優遇すべき政策的な資金	0.8%～1.2%
無担保スピード保証融資	一般的な資金（迅速な資金提供）	4.0%以下

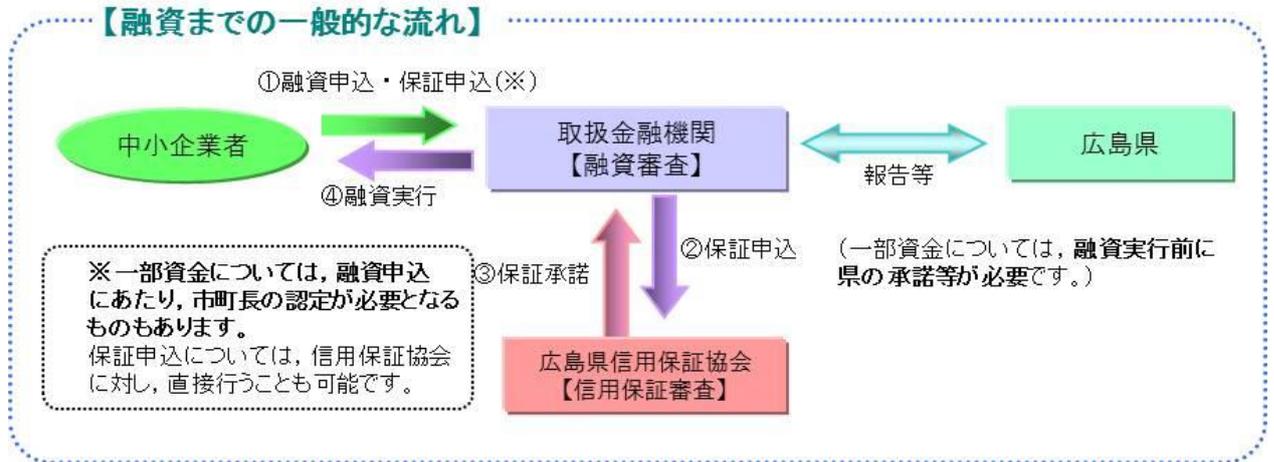
6 令和3年度の主な改正点

項目	内容
借換資金の融資限度額の拡充	融資限度額を5,000万円から8,000万円へ拡充
事業承継支援資金の融資対象の拡充	経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金について、経営者保証を求めない保証制度（経営承継借換関連保証）の認定を受けた事業者を融資対象に追加
新成長分野支援資金の融資対象の拡充	「健康・医療関連」分野に医薬品、保健機能食品、創薬支援及びヘルスケアサービス関連事業者を追加するとともに、対象分野として「航空機関連」を追加
設備資金利率の引下げの継続	産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率引下げを継続

7 申込み先

制度取扱の各金融機関(27金融機関)

8 スキーム図(預託融資制度)



9 主な配布先

- ・制度融資取扱金融機関(27行)の本部・各支店
- ・各商工団体(商工会, 商工会議所, 中小企業団体中央会)等
- ・県内各市町, 他都道府県等
- ・随時, 県内企業等に配布

10 配布部数

15,000部